

第22期貸借対照表

(平成18年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	31,184,478	流 動 負 債	4,539,259
現金及び預金	23,348,140	買掛金	713,289
売掛金	4,162,182	未払金	1,362,660
有価証券	253,326	未払法人税等	1,956,720
仕掛品	520,552	未払消費税等	128,108
前払費用	312,993	前受金	97,985
短期貸付金	1,987,959	預り金	33,394
繰延税金資産	331,386	賞与引当金	217,022
その他	303,368	その他	30,076
貸倒引当金	△35,430		
固 定 資 産	41,513,928	固 定 負 債	698,081
(有形固定資産)	691,868	繰延税金負債	456,319
建物	296,673	退職給付引当金	123,474
器具備品	268,296	投資損失引当金	76,921
土地	126,899	その他	41,366
(無形固定資産)	363,448		
特許権	40,100	負 債 合 計	5,237,341
商標権	49,522		
ソフトウェア	270,764	資 本 の 部	
電話加入権	3,060	資本金	31,289,683
(投資その他の資産)	40,458,611	資本剰余金	31,973,392
投資有価証券	2,512,529	資本準備金	31,973,392
子会社株式	37,069,821	利益剰余金	3,418,940
子会社出資金	193,002	当期未処分利益	3,418,940
長期貸付金	300,000	株式等評価差額金	787,922
長期前払費用	4,486	自己株式	△8,874
敷金保証金	254,515		
その他	124,255	資 本 合 計	67,461,065
		負 債 及 び 資 本 合 計	72,698,406
資 産 合 計	72,698,406		

第22期損益計算書

(自 平成17年 2月 1日
至 平成18年 1月 31日)

(単位：千円)

科		目	金 額	
経 常 損 益 の 部	営業損益の部	営業収益		
		売上高	14,809,357	14,809,357
		営業費用	5,332,106	
		売上原価 販売費及び一般管理費	4,637,815	9,969,921
		営業利益		4,839,435
	営業外損益の部	営業外収益		
		受取利息	34,208	
		受取配当金	725	
		受取賃貸料	750	
		為替差益	117,525	
付加価値税還付金		3,115		
その他の		21,123	177,446	
営業外費用				
	支払利息	620		
	新株発行費	248,560		
	社債発行費	20,822		
	その他の	6,583	276,587	
	経常利益		4,740,294	
特別損益の部	特別利益			
	投資有価証券運用益	684		
	投資損失引当金戻入益	62,401	63,086	
	特別損失			
	固定資産除却損	3,338		
	投資有価証券評価損	117,772		
	過年度人件費	29,200	150,311	
	税引前当期純利益		4,653,069	
	法人税、住民税及び事業税		2,105,903	
	法人税等調整額		△257,444	
	当期純利益		2,804,610	
	前期繰越利益		614,330	
	当期未処分利益		3,418,940	

注 記 事 項

I. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物： 3～47年

器具備品： 4～8年

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

また、特定プロジェクトのために当社の負担で取得し賃貸に供している資産（建物・器具備品等）については、賃貸期間（2年）に基づく定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいて定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法

4. 繰延資産の処理方法

新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。
社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外支店の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員の賞与支払に備えるため、会社が算定した支給見込額の当期負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、計上しております。
- (4) 投資損失引当金 子会社への投資等に係る損失に備えるため、対象会社の資産内容等を勘案した損失負担見込額を計上しております。
なお、この引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 新株予約権付社債の処理方法

代用払込みの請求があったとみなす新株予約権付社債のうち、転換社債と経済的実質が同一と考えられるものについては、一括法によっております。なお、平成17年6月13日付けで発行した金500億円の新株予約権付転換社債は、平成17年12月22日に金130億円の繰上償還を行っており、期末現在、残高はありません。

II. 表示方法の変更

(貸借対照表)

「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成16年6月9日改正法律第97号）に基づき、前営業年度まで投資その他の資産「出資金」に含めて表示しておりました投資事業有限責任組合への出資（当営業年度末10,176千円）を、当営業年度から「投資有価証券」に含めて表示しております。なお、前営業年度の当該出資の額は8,349千円であります。

(損益計算書)

「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成16年6月9日改正法律第97号）に基づき、投資事業有限責任組合に対する出資にかかる利益684千円（前営業年度は「出資金投資損失」5,224千円）は当営業年度から「投資有価証券運用益」として表示しております。この変更による当営業年度の損益に与える影響はありません。

III. 追加情報

1. 外形標準課税の導入

「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第9号）が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する営業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当営業年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」（平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号）に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、売上原価及び販売費及び一般管理費に計上しております。この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ92,681千円減少しております。

2. 米国Unisys社による仲裁手続の申し立て

(1) 仲裁手続の申し立てに至った経緯及びその内容

インターネットにおいて広く利用されている画像符合化方式GIF（Graphics Interchange Format）については、LZW（Lempel-Ziv Welch）という情報圧縮技術に関して、Unisys社が、同社が所有する特許（米国特許第4558302号および対応外国特許。日本においては特許第2610084号、同2123602号、同3016868号）（以下、「本特許」という。）に基づく特許権を主張しておりました。（本特許は、わが国においては平成16年6月20日をもって存続期間満了により消滅しております。）

当社は、当社の主要なソフトウェア製品である「NetFront」および「Compact NetFront」（以下「該当製品」という。）が、本特許発明の技術的範囲に属する技術を使用している可能性があると考えられたため、Unisys社との間で該当製品に関するライセンス契約（以下「本ライセンス契約」という。）を、平成12年に締結し、本ライセンス契約に基づくライセンス料を正しく支払ってきました。

しかし、平成16年にUnisys社から当社に対して、当社から端末メーカーや電気通信事業者（以下総称して「特定取引先」という。）に提供した該当製品に係るライセンス料の請求がなされました。これは、特定取引先自身がUnisys社との間で本特許に係るライセンス契約を締結していることから、該当製品を含む特定取引先の製品全体について特定取引先からUnisys社に対してライセンス料を支払い、当社からはこれを支払わないこととしていたところ、Unisys社から、当社の顧客が同社とライセンス契約を締結しているか否かを問わず、当社からライセンス料を支払うよう追加請求があったものです。

上述のような状況下で、当社は、そのようなライセンス料の請求に対して、ライセンス料の二重払いとなり不当である旨を主張し、誠実に交渉を行ってきました。しかしながら、交渉過程において、Unisys社と当社との間で合意が得られず、当社は、損害賠償および債務不存在確認を求めて平成16年9月に東京地裁に訴訟を提起しました。これに対して、Unisys社は、平成17年2月7日、ライセンス料の支払等を求めて、米国仲裁協会に対して仲裁手続の申し立てを行うに至りました。

また、Unisys社は、当社に対して、ライセンス契約における仲裁合意の存在を理由として、当社が平成16年9月に東京地方裁判所に提起した訴訟の取下げを求めて、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に平成17年8月に申し立てを行いました。この申し立ては、現在、ペンシルベニア州連邦地方裁判所に移送されております。さらに、Unisys社は、ロイヤリティの請求について、特許権の満了時までその範囲を拡大させるとともに、当社が支払い義務のない理由として主張している法的論点について、それが正しくないとの確認を求めて、平成17年9月に請求内容の変更を行っております。

(2) 当該仲裁手続の内容および請求金額

①内 容

- ・本ライセンス契約に基づく未払いライセンス料請求
- ・当社が提起した東京地裁での訴訟の取下げ命令の発行
- ・東京地裁での当社主張内容が正しくないことの確認

②請求金額

- ・特許権存続期間満了日までの日本国内販売分に対するライセンス料
(金30,548,720.35米ドル)
- ・日本国外での販売分に対するライセンス料 (金額の記載なし)
- ・未払いライセンス料に対する金利
- ・弁護士料その他のコスト、経費

(3) 今後について

当社は、Unisys社からのライセンス料の請求に関し、二重払いを求める不当な請求であると確信しており、仲裁手続では当社の正当性を主張して争っていく方針です。当社は、諸般の事情に鑑み、当社の主張を支持する仲裁判断が下る可能性が高いと見込んでおります。

経営成績に及ぼす影響につきましては、軽微なものと考えております。

なお、本特許は、わが国において平成16年6月20日をもって存続期間満了により消滅しておりますので、当社の今後の事業に対しては、何らの影響もございません。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 子会社に対する短期金銭債権	2,432,798千円
子会社に対する短期金銭債務	759,656千円
2. 取締役に対する短期金銭債権	10,438千円
取締役に対する長期金銭債権	300,000千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 603,355千円
4. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務用機器の一部、車両については、リース契約により使用しております。
5. 旧商法第280条ノ19の規定に基づきストックオプションとして付与された新株引受権
- (1) 平成12年7月7日開催の臨時株主総会及び平成12年7月28日開催の取締役会決議によって従業員に付与された新株引受権の行使により発行される株式の種類、新株引受権残高、新株引受権の行使により発行する株式の価額及び権利行使期間は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 発行すべき株式の種類 | 普通株式 |
| 新株引受権残高
(新株発行予定残数) | 140株 |
| 発行価額 | 100,000円 |
| 権利行使期間 | 平成14年8月1日から平成22年6月30日まで |
- (2) 平成13年4月26日開催の定時株主総会及び平成13年5月18日開催の取締役会決議によって従業員に付与された新株引受権の行使により発行される株式の種類、新株引受権残高、新株引受権の行使により発行する株式の価額及び権利行使期間は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| 発行すべき株式の種類 | 普通株式 |
| 新株引受権残高
(新株発行予定残数) | 732株 |
| 発行価額 | 700,350円 |
| 権利行使期間 | 平成15年4月27日から平成23年4月26日まで |
6. 発行済株式の種類及び総数 普通株式 130,190.73株
7. 自己株式の種類及び数 普通株式 3.73株
8. 配当制限
- 商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付したることにより増加した純資産額は787,922千円であります。

V. 損益計算書に関する注記

1. 子会社との取引高

営業取引	売上高	229,996千円
	外注費	559,165千円
	支払ロイヤリティー	127,515千円

2. 1株当たり当期純利益

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

当期純利益	2,804,610千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純利益	2,804,610千円
期中平均株式数	113,749.14株

VI. 退職給付会計に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、厚生年金基金制度（関東ITソフトウェア厚生年金基金（総合設立型））及び退職一時金制度を設けております。

なお、当社は、退職一時金制度のほか前払退職金制度を採用しております。前払退職金制度は1年毎に退職金の増加分の算定を行い、期末に退職金前払手当として支給する制度であります。

2. 退職給付債務及びその内訳

① 退職給付債務	△123,474千円
② 年金資産	－
③ 未積立退職給付債務（①＋②）	△123,474千円
④ 会計基準変更時差異の未処理額	－
⑤ 貸借対照表計上額純額（③＋④）	△123,474千円
⑥ 前払年金費用	－
⑦ 退職給付引当金（⑤－⑥）	△123,474千円

(注) 退職給付債務に厚生年金基金分は含まれておりません。厚生年金基金の平成18年1月31日現在の年金資産額（時価）は124,393,280千円であり、同日現在の同基金への加入員総数に対する当社の加入人員の割合による当期末年金資産残高（当社持分）は718,675千円であります。

なお、当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

① 勤務費用	85,778千円
② 退職給付費用	85,778千円

(注) 勤務費用には、厚生年金基金分61,076千円が含まれております。

なお、当社は、退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、簡便法を採用しておりますので基礎率等はありません。

VII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(千円)

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	14,420
賞与引当金否認額	88,328
未払人件費等否認額	39,945
退職給付引当金損金算入限度超過額	48,919
減価償却費限度超過額	5,599
投資有価証券等評価損否認	223,635
未払事業税	169,956
一括償却資産償却限度超過額	29,488
投資損失引当金否認額	31,307
その他	19,191
	<hr/>
繰延税金資産小計	670,792
評価性引当額	△254,942
	<hr/>
繰延税金資産の合計	415,849
繰延税金負債	
株式等評価差額金	△540,783
	<hr/>
繰延税金負債の合計	△540,783
	<hr/>
繰延税金負債の純額	△124,933
	<hr/> <hr/>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主項目の内訳

	(%)
法定実効税率	40.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0
住民税均等割等	0.1
評価性引当額	0.5
研究開発費等の特別控除	△1.5
その他	△0.3
税効果会計適用後の法人税等負担率	<u>39.7</u>

第22期連結貸借対照表

(平成18年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	40,682,260	流 動 負 債	6,117,651
現金及び預金	24,916,506	買掛金	836,388
売掛金	6,593,473	短期借入金	350,000
有価証券	6,925,830	未払法人税等	1,981,829
仕掛品	508,215	賞与引当金	217,022
繰延税金資産	330,949	返品調整引当金	58,522
その他	1,580,956	その他	2,673,888
貸倒引当金	△173,672	固 定 負 債	1,514,125
固 定 資 産	34,883,529	退職給付引当金	123,474
(有形固定資産)	1,444,785	繰延税金負債	881,825
建物	629,882	その他	508,825
器具備品	688,004	負 債 合 計	7,631,776
土地	126,899	少 数 株 主 持 分	
(無形固定資産)	28,174,968	少数株主持分	577,455
営業権	1,782,857	資 本 の 部	
ソフトウェア	5,831,155	資本金	31,289,683
連結調整勘定	20,467,784	資本剰余金	31,973,392
その他	93,172	利益剰余金	3,247,541
(投資その他の資産)	5,263,774	株式等評価差額金	787,922
投資有価証券	2,950,009	為替換算調整勘定	66,890
その他	2,313,765	自己株式	△8,874
資 産 合 計	75,565,789	資 本 合 計	67,356,557
		負債、少数株主持分及び資本合計	75,565,789

第22期連結損益計算書

（自 平成17年 2月 1日）
（至 平成18年 1月 31日）

（単位：千円）

科		目	金 額	
経 常 損 益 の 部	営業損益の部	営業収益		
		売上高	17,269,437	17,269,437
		営業費用		
		売上原価	6,734,444	
		返品調整引当金繰入額	58,522	
		返品調整引当金戻入額	△18,849	
		販売費及び一般管理費	5,780,633	12,554,751
		営業利益		4,714,686
	営業外損益の部	営業外収益		
		受取利息	33,371	
		受取配当金	725	
		為替差益	131,137	
		その他の	35,304	200,538
営業外費用				
支払利息		2,652		
新株発行費		248,560		
社債発行費		20,822		
持分法による投資損失	32,391			
	その他の	6,583	311,010	
	経常利益		4,604,214	
特別損益の部	特別利益			
	投資有価証券運用益	684	684	
	特別損失			
	固定資産除却損	3,724		
	過年度人件費	29,200		
	連結調整勘定償却額	40,035	72,959	
税金等調整前当期純利益			4,531,938	
法人税、住民税及び事業税			2,121,825	
法人税等調整額			△257,338	
少数株主損失			117,354	
当期純利益			2,784,805	

注 記 事 項

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

I. 連結の範囲等に関する事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の状況

- | | |
|----------------|---|
| ① 連結子法人等の数 | 26社 |
| ② 主要な連結子法人等の名称 | パームソース・インク
チャイナ・モバイルソフト
モバイルソフト・テクノロジー（南京）
パームソース・ヨーロッパ・エス・ア・エール・エル
アクセス・システムズ・ヨーロッパ・ゲー・エム・ペー・ハー
アクセス・チャイナ・インク
アクセス（北京）有限公司
株式会社ACCESS北海道
株式会社アクセス・パブリッシング
シーバレー・インク
シーバレー（北京）インフォメーションテクノロジー
レッドゼロ・インク
レッドゼロ（北京）テクノロジー
レッドスパイダー・インク |

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

- | | |
|----------------|--|
| ① 持分法適用の関連会社の数 | 2社 |
| ② 主要な会社の名称 | 株式会社スカパー・モバイル
株式会社OKI ACCESSテクノロジーズ |

3. 連結の範囲及び持分法の適用範囲の変更に関する事項

(1) 連結の範囲の変更

平成17年11月、パームソース・インクの全株式を取得し、連結子法人等としており、これに伴い、同社の子会社であるチャイナ・モバイルソフト、モバイルソフト・テクノロジー（南京）及びパームソース・ヨーロッパ・エス・ア・エル・エル他6社についても連結の範囲に含めております。ただし、上記10社につきましては、平成17年11月に株式を取得しておりますが、決算日を5月末より12月31日に変更し、決算日をみなし取得日としているため、当連結会計年度の連結計算書類には、貸借対照表のみを連結しております。また、平成17年11月に、レッドスパイダー・インクに出資し、同社及びその子会社を、連結子法人等としております。また、当連結会計年度において、シーバレー・グループの1社が増加、1社が減少いたしております。

(2) 持分法の適用範囲の変更

株式会社スカパー・モバイル及び株式会社OKI ACCESSテクノロジーズは新規設立により当連結会計年度より持分法適用の関連会社としております。

4. 連結子法人等の決算日等に関する事項

パームソース・インク、チャイナ・モバイルソフト、モバイルソフト・テクノロジー（南京）、パームソース・ヨーロッパ・エス・ア・エル・エル、アクセス・システムズ・ヨーロッパ・ゲー・エム・ペー・ハー、アクセス・チャイナ・インク、アクセス（北京）有限公司、シーバレー・インク、シーバレー（北京）インフォメーションテクノロジー、レッドゼロ・インク、レッドゼロ（北京）テクノロジー、レッドスパイダー・インク他12社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

II. 重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

- | | |
|-----------|--|
| ① 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| ② 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----|-----------|
| 仕掛品 | 個別法による原価法 |
|-----|-----------|

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物： 3～47年

器具備品： 4～8年

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

また、特定プロジェクトのために当社の負担で取得し賃貸に供している資産（建物・器具備品等）については、賃貸期間（2年）に基づく定額法によっております。

なお、在外連結子法人等は、主として定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいて定額法によっております。

ただし、米国における連結子法人等については、米国会計基準により定額法を採用しております。

ソフトウェア： 3～6.5年

営業権： 1.5～3年

(3) 長期前払費用

定額法

4. 繰延資産の処理方法

新株発行費

支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

5. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、会社が算定した支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計上しております。
なお、米国における連結子会社は、確定拠出型の年金制度を設けております。

(4) 返品調整引当金

子会社の株式会社アクセス・パブリッシングは、出版物の返品による損失に備えるため、返品見込額の売買利益相当額及び返品に伴い発生する廃棄損相当額を計上しております。

6. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外支店の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、在外連結子法人等の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めております。

7. 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

9. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定は、個々の投資の実態に応じた期間に渡り、均等償却しております。

(会計方針の変更)

連結調整勘定の償却については、従来、発生日以降5年間均等償却を原則としておりましたが、当期発生したものも含め、将来にわたり多様な連結調整勘定が発生することが見込まれることから、一様に5年間の均等償却とすることは必ずしも合理的ではないため、個々の投資の実態に応じた期間に渡り均等償却することに変更いたしました。この変更が当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

10. その他連結計算書類作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 新株予約権付社債の処理方法

代用払込みの請求があったとみなす新株予約権付社債のうち、転換社債と経済的実質が同一と考えられるものについては、一括法によっております。

なお、平成17年6月13日付けで発行した金500億円の新株予約権付転換社債は、平成17年12月22日に金130億円の繰上償還を行っており、期末現在、残高はありません。

Ⅲ. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

1. 前連結会計年度において無形固定資産の「その他」として一括表示しておりました「ソフトウェア」(前連結会計年度末の残高は、342,431千円)は、当連結会計年度末において重要性が増したため、区分掲記しております。
2. 「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日改正法律第97号)に基づき、前連結会計年度まで投資その他の資産「その他」に含めて表示しておりました投資事業有限責任組合への出資(当連結会計年度末10,176千円)を、当連結会計年度から「投資有価証券」に含めて表示しております。

なお、前連結会計年度の当該出資の額は8,349千円であります。

(連結損益計算書)

「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日改正法律第97号)に基づき、投資事業有限責任組合に対する出資にかかる利益684千円(前連結会計年度は「出資金投資損失」5,224千円)は当連結会計年度から「投資有価証券運用益」として表示しております。

この変更による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

Ⅳ. 追加情報

1. 外形標準課税の導入

「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する営業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当連結会計年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、売上原価及び販売費及び一般管理費に計上しております。この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ95,483千円減少しております。

2. 米国Unisys社による仲裁手続の申し立て

(1) 仲裁手続の申し立てに至った経緯及びその内容

インターネットにおいて広く利用されている画像符合化方式GIF(Graphics Interchange Format)については、LZW(Lempel-Ziv Welch)という情報圧縮技術に関して、Unisys社が、同社が所有する特許(米国特許第4558302号および対応外国特許。日本においては特許第2610084号、同2123602号、同3016868号)(以下、「本特許」という。)に基づく特許権を主張しておりました。(本特許は、わが国においては平成16年6月20日をもって存続期間満了により消滅しております。)

当社は、当社の主要なソフトウェア製品である「NetFront」および「Compact NetFront」（以下「該当製品」という。）が、本特許発明の技術的範囲に属する技術を使用している可能性があると考えられたため、Unisys社との間で該当製品に関するライセンス契約（以下「本ライセンス契約」という。）を、平成12年に締結し、本ライセンス契約に基づくライセンス料を正しく支払ってきました。

しかし、平成16年にUnisys社から当社に対して、当社から端末メーカーや電気通信事業者（以下総称して「特定取引先」という。）に提供した該当製品に係るライセンス料の請求がなされました。これは、特定取引先自身がUnisys社との間で本特許に係るライセンス契約を締結していることから、該当製品を含む特定取引先の製品全体について特定取引先からUnisys社に対してライセンス料を支払い、当社からはこれを支払わないこととしていたところ、Unisys社から、当社の顧客が同社とライセンス契約を締結しているか否かを問わず、当社からライセンス料を支払うよう追加請求があったものです。

上述のような状況下で、当社は、そのようなライセンス料の請求に対して、ライセンス料の二重払いとなり不当である旨を主張し、誠実に交渉を行ってきました。しかしながら、交渉過程において、Unisys社と当社との間で合意が得られず、当社は、損害賠償および債務不存在確認を求めて平成16年9月に東京地裁に訴訟を提起しました。これに対して、Unisys社は、平成17年2月7日、ライセンス料の支払等を求めて、米国仲裁協会に対して仲裁手続の申し立てを行うに至りました。

①内 容

- ・本ライセンス契約に基づく未払いライセンス料請求
- ・当社が提起した東京地裁での訴訟の取り下げ命令の発行
- ・東京地裁での当社主張内容が正しくないことの確認

②請求金額

- ・特許権存続期間満了日までの日本国内販売分に対するライセンス料（金30,548,720.35米ドル）
- ・日本国外での販売分に対するライセンス料（金額の記載なし）
- ・未払いライセンス料に対する金利
- ・弁護士料その他のコスト、経費

(3) 今後について

当社は、Unisys社からのライセンス料の請求に関し、二重払いを求める不当な請求であると確信しており、仲裁手続では当社の正当性を主張して争っていく方針です。当社は、諸般の事情に鑑み、当社の主張を支持する仲裁判断が下る可能性が高いと見込んでおります。

経営成績に及ぼす影響につきましては、軽微なものと考えております。

なお、本特許は、わが国において平成16年6月20日をもって存続期間満了により消滅しておりますので、当社の今後の事業に対しては、何らの影響もございません。

3. Motorola, Inc. による当社子会社パームソース・インクに対する違約金請求訴訟の提起

(1) 訴訟提起に至った経緯及びその内容

パームソース・インクは、平成17年の当初から他社による買収を模索し、財務アドバイザーや外部弁護士事務所の協力を得て、Motorola, Inc. (Motorola社) および当社を含む複数の企業と買収交渉を行っていました。パームソース・インクは、結局、平成17年9月8日に当社との間で買収契約を締結しました。

ところが、この過程において、平成17年9月7日に当社が最も高い買収金額を提示したとして、Motorola社は、Motorola社とパームソース・インクとの間で買収契約が成立したと主張しています。しかし、Motorola社とパームソース・インクとの間に正式の買収契約は存在せず、逆に、その後の当社の買収金額の提示（1株あたり18.50米ドル）に基づき、パームソース・インク取締役会は、当社による買収を支持する旨を決議し、パームソース・インクと当社は、平成17年9月8日に買収契約に署名を行ったものです。その後、平成17年11月14日のパームソース・インク株主総会において、当社によるパームソース・インク買収議案が承認され、パームソース・インクは、当社の完全子会社となっております。

これに対して、Motorola社は、パームソース・インクによる買収契約の違反があったとして、平成17年10月3日付にて、パームソース・インクを相手に損害賠償を求めてデラウェア州裁判所に訴訟を提起しました。

(2) 請求の内容及び金額

(i) 買収契約の違反に基づく違約金

8,697,595米ドル

(ii) 約束手続の禁反言の法理 (Promissory Estoppel) に基づく損害賠償金
金額不詳

(3) 今後の展開について

パームソース・インクは、Motorola社の主張が根拠のないものと判断しており、強
力に抗弁を行うこととしており、パームソース・インクの主張を支持する判決が下る
可能性が高いと見込んでおります。

V. 連結貸借対照表の注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		1,463,305千円
2. 発行済株式の種類及び総数	普通株式	130,190,73株
3. 自己株式の種類及び数	普通株式	3.73株

VI. 連結損益計算書の注記

1株当たり当期純利益		24,481円99銭
(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎		
当期純利益		2,784,805千円
普通株主に帰属しない金額		-千円
普通株式に係る当期純利益		2,784,805千円
期中平均株式数		113,749.14株

VII. 退職給付会計に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けてお
ります。当連結会計年度末現在、退職一時金制度については当社1社が有しており、厚
生年金基金制度については当社を含む2社が「関東ITソフトウェア厚生年金基金（総合
設立型）」に加入しております。なお、当社は、退職一時金制度のほか前払退職金制
度を採用しております。前払退職金制度は1年毎に退職金の増加分の算定を行い、期末
に退職金前払手当として支給する制度であります。

また、米国における連結子会社は、確定拠出型の年金制度を設けております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	(千円)
① 退職給付債務	△123,474
② 年金資産	—
③ 未積立退職給付債務 (①+②)	△123,474
④ 会計基準変更時差異の未処理額	—
⑤ 連結貸借対照表計上額純額 (③+④)	△123,474
⑥ 前払年金費用	—
⑦ 退職給付引当金 (⑤-⑥)	△123,474

(注) 退職給付債務に厚生年金基金分は含まれておりません。厚生年金基金の平成18年1月31日現在の年金資産額(時価)は124,393,280千円であり、同日現在の同基金への加入員総数に対する当社グループの加入人員の割合による当期末年金資産残高は774,347千円であります。

なお、当社及び一部の国内連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

	(千円)
① 勤務費用	91,708
② 退職給付費用	91,708

(注) 勤務費用には、厚生年金基金分66,254千円が含まれております。

なお、当社及び一部の国内連結子会社は、退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社及び一部の国内連結子会社は、簡便法を採用しておりますので基礎率等はありません。

VIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(千円)

繰延税金資産	
在外子会社繰越税額控除	491, 131
繰越欠損金	1, 799, 709
投資減損額否認額	275, 180
減価償却資産償却超過額	967, 304
未払費用否認	213, 495
未払事業税	169, 956
賞与引当金否認額	88, 328
退職給付引当金損金算入限度超過額	48, 919
その他	221, 862
繰延税金資産小計	<u>4, 275, 888</u>
評価性引当額	<u>△411, 172</u>
繰延税金資産の合計	<u>3, 864, 715</u>
繰延税金負債	
株式等評価差額金	△540, 783
減価償却資産償却余裕額	△3, 052, 743
投資用資産譲渡益	△809, 858
その他	△12, 206
繰延税金負債の合計	<u>△4, 415, 591</u>
繰延税金負債の純額	<u><u>△550, 876</u></u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主項目の内訳

	(%)
法定実効税率	40.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0
住民税均等割等	0.0
評価性引当額	1.4
連結調整勘定償却	0.9
研究開発費等の特別控除	△1.4
その他	△0.9
税効果会計適用後の法人税等負担率	<u>41.1</u>